

# 郵政民営化委員会 ヒアリング資料

平成19年10月22日

日本郵政株式会社  
株式会社ゆうちょ銀行  
株式会社かんぽ生命保険

# 1. 運用対象の自由化の基本的考え方

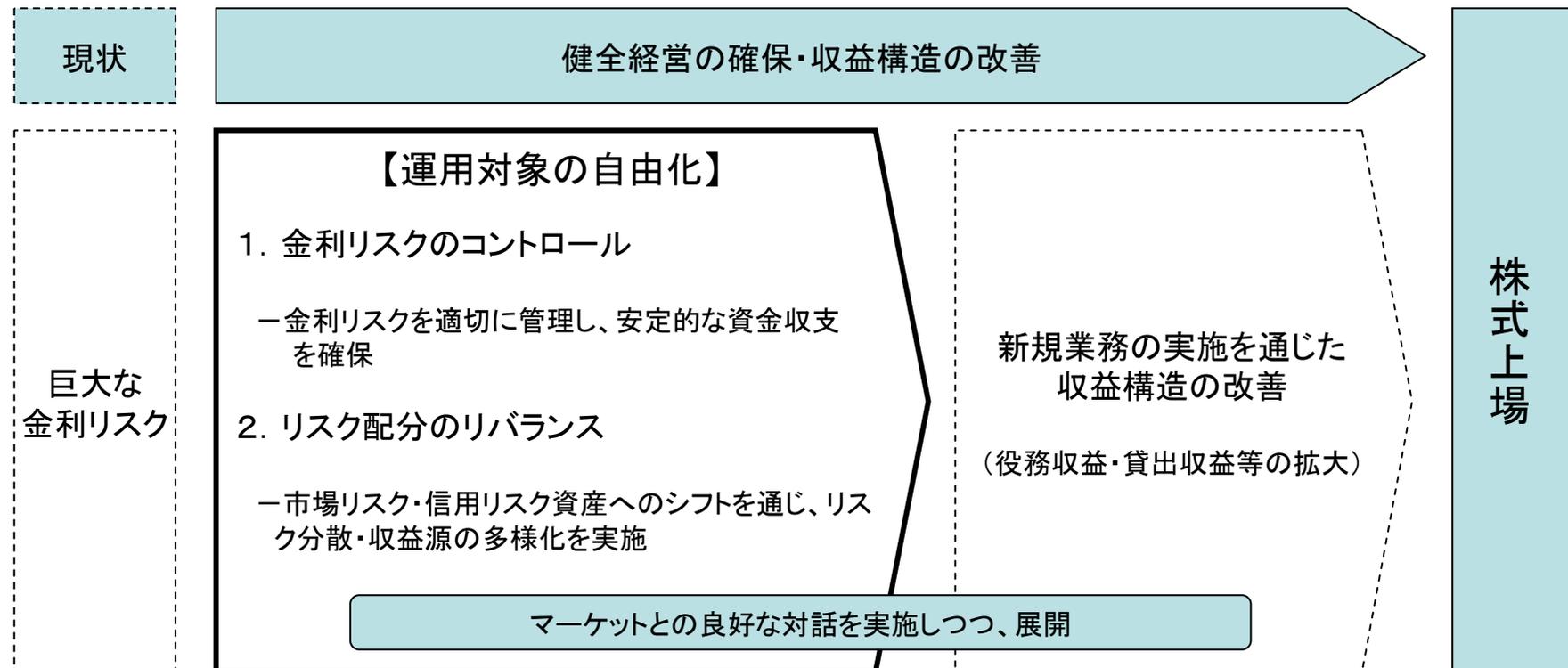
## (1) 運用対象の自由化の必要性

- 金融2社の健全経営を確保していく観点から、現在の資産・負債構造から生まれる莫大な金利リスクのコントロール手段を確保するとともに、金利リスクから市場リスク・信用リスクへ、リスク配分のリバランスを進めていくことが必要

## (2) マーケットとの対話

- ゆうちょ銀行、かんぽ生命の巨額な資金を運用するにあたっては、市場にサプライズを与えないようマーケットとの良好な対話を実施

### 【新規業務展開の方向性】



---

## 【新規業務の調査審議に関する所見(H18.12.20)における記載】

### <2-(3)-① 新規業務開始のタイミングについての考え方>

郵貯・簡保の財務内容にかんがみ、リスク管理手段の多様化(デリバティブ取引や運用対象の自由化等)については、政府保証が廃止される民営化直後における具備が急務である。その他の新規業務については、市場に向けて市場の評価を得られるタイミングでの実施が課題である。

### <2-(2)-③ 新規業務の実施に係る先後関係>

- ・定型的業務から非定型的業務へ
- ・市場価格の存在する業務から相対で価格形成を行う業務へ
- ・ALMからみた緊要性の高い業務から低い業務へ
- ・コアコンピタンスとの関係が強い業務から弱い業務へ

## 2. 認可申請の概要

---

### (1) 認可申請業務

#### ① ゆうちよ銀行

➤ 運用対象等について、他の銀行と同様の自由度を確保できるように、郵政民営化法第110条第1項の規定に基づき認可申請を実施

認可申請業務	銀行法における対象規定
① シンジケートローン(参加型)、SPCへの貸付	銀行法第10条第1項第2号
② 公共債の売買	銀行法第11条
③ 有価証券の売買・貸付け(信託受益権の売買、株式の売買等)	銀行法第10条第2項第2号、第3号
④ 金銭債権等の取得・譲渡(貸出債権の取得又は譲渡等)	銀行法第10条第2項第5号、第5号の3
⑤ デリバティブ取引(金利スワップ、金利先物取引等)	銀行法第10条第2項第12号、第14号
⑥ リバースレポ取引	銀行法第10条第2項柱書

## 2. 認可申請の概要

---

### (1) 認可申請業務

#### ② かんぽ生命

➤ 他の生命保険会社と同様の運用の自由度を確保すべく、郵政民営化法第138条第2項の規定に基づき認可申請を実施

認可申請業務	保険業法施行規則における対象規定
① シンジケートローン(参加型)	保険業法施行規則第47条第5号
② 有価証券の取得、貸付け(信託受益権の取得、株券の取得等)	保険業法施行規則第47条第1号、第6号
③ 金銭債権の取得(貸出債権の取得)	保険業法施行規則第47条第3号
④ デリバティブ取引(金利スワップ、金利先物取引等)	保険業法施行規則第47条第9号、第10号

## 2. 認可申請の概要

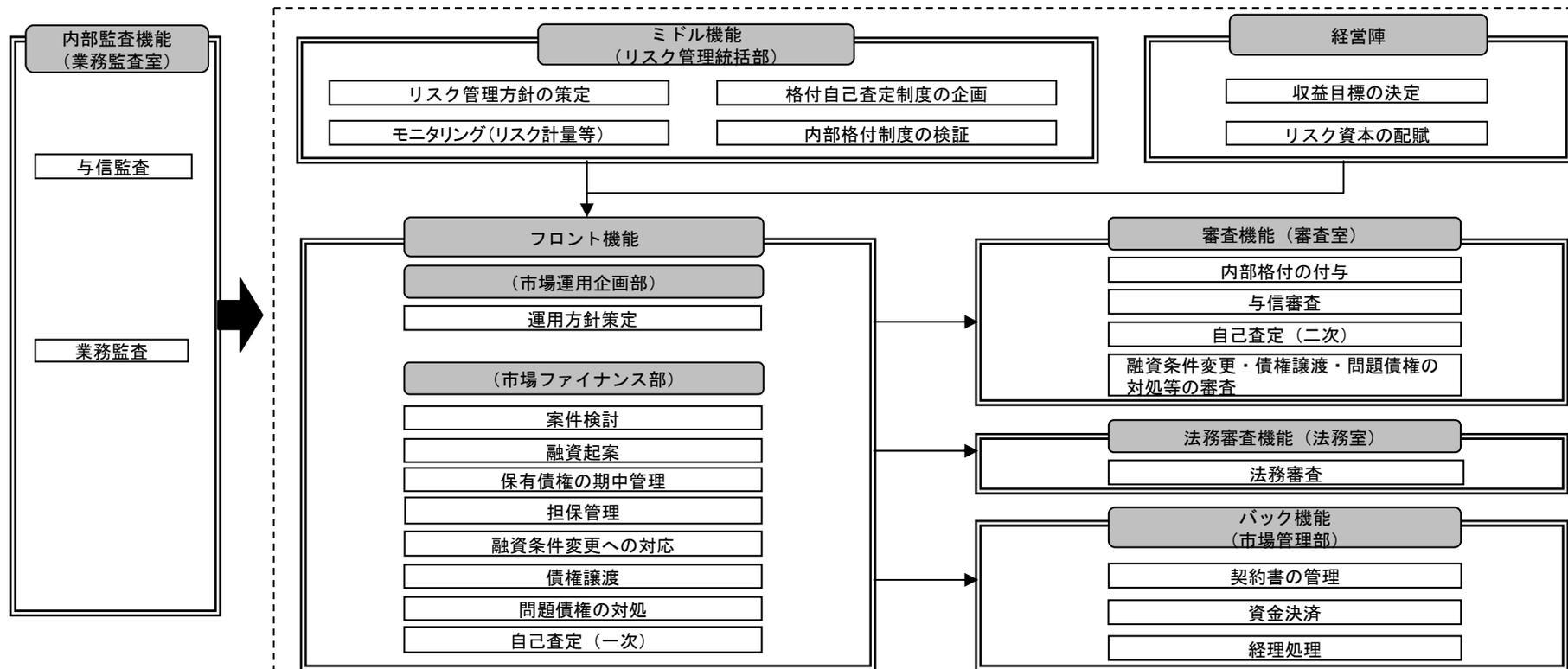
### (2) 実施体制

#### ① 業務の適切性確保(相互牽制体制)

- ▶ 業務の実施にあたっては、フロント、ミドル、バックの独立した部門が関与することで相互牽制機能を発揮
- ▶ また、その態勢が有効に機能していることを監査部門がモニタリングすることにより、業務の適切性を確保

#### 【シンジケートローン(参加型)における業務実施体制 (ゆうちょ銀行)】

(\*)かんばん生命においても、同様に業務の適切性を確保できるような業務実施体制を整備



## 2. 認可申請の概要

### (2)実施体制

#### ②人材の確保・育成

▶従来の資金運用体制をベースに、他の金融機関から実務経験・能力のある者の中途採用。既存の人材については、他の金融機関への派遣研修等を実施することにより、運用人材の確保・育成を実施

－中途採用については、融資業務の経験者、信託銀行において受託資産運用企画に携わっていた者、その他運用実務経験者などを採用

－派遣研修については、一定期間、銀行や証券会社に派遣することなどを通じて実務研修を実施

#### 【主な派遣研修の内容(ゆうちょ銀行)】

(\*)かんぽ生命においても、同様の各種研修を実施

新規業務の種類	新規業務の実施にかかる派遣研修の内容
①シンジケートローン	企業分析業務、ドキュメンテーション、案件組成、セカンダリー業務の取扱等に関する実務研修
②信託受益権	証券化商品のストラクチャリング、キャッシュフロー分析、組成プロセス分析に関する実務研修
③デリバティブ取引	デリバティブ取引の管理手法、ヘッジ会計対応、ドキュメンテーション等に関する実務研修

## 2. 認可申請の概要

---

### (2) 実施体制

#### ③ 規程類の整備

▶ 各業務の特性、リスクに応じて、リスク管理、組織等に関する規程を整備

#### 【新規業務の実施に伴い整備を行う主な規程類（ゆうちょ銀行）】

(\*) かんぽ生命においても、同様の規程類の整備を実施

新規業務の種類	主な規程類
① 信用リスク関連業務	信用リスク管理、内部格付等にかかる規程類
② 有価証券の売買	リスク管理、評価基準等にかかる規程類
③ デリバティブ取引	取引実施手続き・マニュアル、市場運用執行等にかかる規程類

## 2. 認可申請の概要

### (2) 実施体制

#### ④ システム

- ▶現在の業務に類似性の強いものについては、現行システムを改造して対応するのに加え、資金運用の特性に応じ必要なシステムを新たに導入
- ▶また、かんぽ生命においては、有価証券等の資産管理事務(バック事務)を資産管理信託銀行に外部委託し、システムについても資産管理信託銀行のサービスを利用

#### 【新たに導入する主なシステム(ゆうちょ銀行)】

(\*)かんぽ生命においても、同様に必要なシステムの導入を実施

新たに導入するシステム	機能の概要
①融資管理システム	貸出案件の情報管理、財務情報管理、格付取得処理、自己査定処理等
②スワップ取引管理システム	デリバティブ取引の約定・記帳・管理等
③短期資金運用管理システム	現金担保付債券貸借取引(リバースレポ)の約定・記帳・管理等

## 2. 認可申請の概要

---

### (3) リスク管理態勢

- ▶財務の健全性の確保及び収益性の改善を図る観点から、ゆうちょ銀行・かんぽ生命それぞれの業務の特徴、資産負債の特性等を踏まえた、実効性のあるリスク管理体制を整備
- ▶市場リスク・信用リスクの管理にあたっては、管理部署を設置し、統計的な手法によりリスク量を定量的に計測するとともに、リスク量が資本配賦額の範囲内に収まるよう、リスク量の上限を設定し、モニタリング・管理等を実施
- ▶また、信用リスクを評価するための統一的な基準として、内部格付制度を導入し、与信先管理や資産の自己査定等に活用

### (4) 経営管理態勢

- ▶経営の健全性の確保及びその一層の向上を図る観点から、①コーポレートガバナンス、②コンプライアンス態勢、③内部監査態勢を整備・構築
  - ①コーポレートガバナンス
    - ・意思決定の迅速化と経営の透明性向上を図る観点から委員会設置会社とし、取締役会及び3委員会が経営を確実にチェックできる体制を構築
  - ②コンプライアンス態勢
    - ・コンプライアンスを最重要視した業務運営が必要であるとの認識の下、コンプライアンスを統括する部署を設置し、各部署によるコンプライアンスの推進を一元的に監督
  - ③内部監査態勢
    - ・監査部門の独立性を確保し、監査の実効性を確保するとともに、内部監査の結果やその改善状況については適切に経営陣や監査委員会に報告する体制を整備

## 2. 認可申請の概要

---

### (5) マーケットとの対話

- ▶ 巨額な資金を運用するにあたっては、市場に不測の混乱を与えないようマーケットとの良好な対話を実施
- ▶ また、流動性を確保する観点から、当該取引のマーケット規模に応じて運用するとともに、漸進的に取引を拡大

(参考: 制度面での対応)

- ▶ 法令により、旧勘定の額以上に国債等の安全資産を保有することが義務付けられており、運用対象の自由化により、極端な資産構成の変化が生じることは想定されない。
- ▶ また、当該安全資産の保有状況の運用方針・見通しに関し、以下の項目について、機構を通じ公表

#### 【公表項目】

1. 事業年度開始時における安全資産の額の合計額の見通し
2. 事業年度の末日における安全資産の額の合計額の見通し
  - (1) 事業年度における安全資産の運用方針及び運用計画
  - (2) 事業年度の末日における安全資産の額の合計額の見通し

\* 合計額については、債券・貸付金等の内訳も含め公表